

【6】環境活動計画

2022年度(2022.4.1～2023.3.31)

環境活動計画内容				責任者		
(1)	二酸化炭素排出量の抑制	①	電気使用量の削減	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 始業前や時間外勤務時の部分点灯、昼休み中の消灯 ◆ 会議室、倉庫の必要に応じた点灯 ◆ パソコン、コピー機等の省エネモード設定及び退庁時の主電源OFF ◆ 冷暖房温度設定(冷房:28℃、暖房:20℃) ◆ 省電力器具への交換(LED電灯への置換え) ◆ 計画的な処理機械の運転を実施する ◆ 電力デマンド監視システムによる監視をする 	宇刈処分場担当 粗大ごみ施設担当 一宮処分場担当	
		②	ガソリン使用量の削減	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 急発進、急加速、不要なアイドリングを控え、経済速度で走行する ◆ 不要な荷物を積載して走行しない ◆ 既存設備(IT)を活用する事で電子媒体でのやり取りを増やし車両運転の節減をする ◆ 計画的な処理機械の運転をする 		宇刈処分場担当 粗大ごみ施設担当 一宮処分場担当
		③	軽油使用量の削減	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 計画的な廃棄物の処理及び運搬をする 		
(2)	廃棄物の減量化・リサイクル推進	①	一般廃棄物の削減	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 廃棄物の分別のルールを守る ◆ ごみの出やすいものは避け(持込まない)、職場内で食べ残しを捨てない ◆ 詰め替えてできる文房具を積極的に取り入れる 	宇刈処分場 担当	
(3)	上水道使用量の抑制	①	上水道使用量の削減	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 手洗い等は水を流したままにしないで、節水に努める ◆ 漏水チェックのため量水器の確認を定期的に行う ◆ 手洗所、台所等には節水を促す表示をする 	宇刈処分場担当 粗大ごみ施設担当 一宮処分場担当	
(4)	化学物質の適正管理			<ul style="list-style-type: none"> ◆ 各施設での化学物質使用量を把握し記録する ◆ 化学物質について、その種類、使用量、保管量、使用方法、使用場所、保管場所等を経時的に把握し、記録・管理する ◆ 化学物質の安全性に関する情報伝達のためのMSDS(化学物質安全性データシート)により管理する 	宇刈処分場担当 粗大ごみ施設担当 一宮処分場担当	
(5)	グリーン購入の推進			<ul style="list-style-type: none"> ◆ 事務用品等は対象製品を必要に応じて購入する ◆ リサイクル製品や再利用可能な製品を購入する 		
(6)	政策・施策・事業における環境への取組に関する項目	①	自らの環境負荷を低減させるための取組	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 最終処分場の埋立量を削減させる ◆ 一般廃棄物処理計画に基づき、廃棄物の適正処理を行う ◆ 一般廃棄物の資源化率を向上(資源化率の向上と残渣の削減)させる ◆ 資源ごみが確実にリサイクルされるよう確認する(委託業者等に対して) ◆ 施設設備の折には環境に配慮した設計施行を行う ◆ 省エネ設備等の導入に努める ◆ メタン発生防止のため、生ごみ等の分別・リサイクルや適正な焼却処分を行うことにより、有機物の埋立処分を抑制する ◆ 排水等の測定・監視や排水処理設備の点検を定期的に行い、適正に管理する 	宇刈処分場担当 粗大ごみ施設担当 一宮処分場担当	
		②	地域への働きかけにより地域の環境に関する目標・指標への到達を目指す取組	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 住民、事業者に対して適正なごみの排出・処理を啓発する <ul style="list-style-type: none"> ・ 使い捨てライターは完全にガスを抜く ・ プラスチック製容器包装(マークのあるもの)やペットボトル、びん等の資源ごみの持ち込みは出来ない ・ プラスチック製品、革製品、ゴム製品を自己搬入する場合は、お住まいのクリーンセンター(焼却場)へ搬入する。 ・ 自動車・オートバイの部品の持ち込みは、原則出来ない ・ 家電リサイクル法の対象品目であるテレビ、冷蔵庫・冷凍庫、エアコン、洗濯機・衣類乾燥機の持ち込みは出来ない ・ 6Rを実行して循環型社会を目指そう ・ 耐久性に優れた製品を購入して使い続ける ・ アップサイクル商品を使ってみよう ・ 生ゴミ処理は工夫をして、生ごみを減らしましょう ・ 不用になった本は、リサイクルしよう ◆ ごみ減量・リサイクルに関する環境学習・環境教育の充実を図る 		
(7)	受託した廃棄物の処分における環境配慮に関する項目	①	廃棄物の処理等における環境配慮	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 受託した廃棄物の計測管理、搬入管理を行う ◆ 廃棄物の処理量のデータを公表する ◆ 事業場周辺の環境モニタリング等の結果を公表している ◆ 事業場周辺の環境モニタリング等の環境監視・環境計測を行っている 		
(8)	社会貢献活動の推進	①	関係者への要請	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 関係者にも本組合で定める上記活動計画に沿い、省エネ、省資源、廃棄物の減量など、環境への配慮を要請する 		
		②	環境美化活動	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 職員及び作業員による施設内及び周辺地域の環境美化に努める 		
		③	施設見学	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 子供達を含む地域住民に施設を開放し、施設の見学を図ることにより、廃棄物の減量化などの環境教育を推進する 		
(9)	その他			<ul style="list-style-type: none"> ◆ 年度当初に1年の目標を皆に周知させる 	宇刈処分場担当 粗大ごみ施設担当 一宮処分場担当	